

平成29年度 千葉県奨学生募集について

千葉県では、高等学校に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学金の貸付け（無利子）を行っています。希望する方は申請に必要な書類を事務局会計課窓口で受け取り、期限までに提出してください。

【資格】

- ① 保護者が千葉県内に住所を有する者。
- ② 修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。
- ③ 母子・寡婦福祉法に基づく修学に必要な資金の貸し付けを受けていない者。
- ④ 経済的理由により修学が困難な者。

【経済的理由の基準】

収入金額が、千葉県教育委員会の定める採用の収入基準額以下であること。

【収入の目安表】

(単位：万円)

区分	平成29年度入学者		平成28年度入学者		平成27年度入学者	
	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外
4人世帯	735	340	769	340	725	309
5人世帯	756	355	787	355	746	324

※給与所得世帯は収入金額(税込み)、給与所得以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額。

【貸付条件】

連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です

【貸付月額】

区分	※希望額を選択
自宅通学	10,000円
	20,000円
	30,000円
自宅外通学	15,000円
	25,000円
	35,000円

【貸付期間】

平成29年4月分から卒業するまで（正規の修学期間のみ）

【貸付方法】

生徒本人の口座に毎月振り込みます。初回の貸付けは、審査終了後となります（初回複数月分）。

【返済方法】

貸付の終了月の翌月から据え置き期間（6か月）を経過した後、規定の年数内（10～14年）に月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還していただきます。

【返済猶予】

大学等に進学、又はその準備期間中の場合は、その期間返済を猶予する期間があります。

また、一定の収入（給与所得者の場合、年間給与収入230万円）を得るまでの間、返還を猶予できる制度を新設しました（減免するものではありません）。

提出期限は、平成29年4月26日（水）まで